

令和6年度第2回長野県公共事業評価監視委員会 議事録

日時：令和6年9月9日（月）13時から16時30分

場所：長野県庁議会棟 402号会議室

（事務局）

ただいまより、令和6年度第2回長野県公共事業評価監視委員会を開催いたします。

私は、本日の司会進行を務めます長野県コンプライアンス行政経営課政策評価担当の安藤と申します。よろしくお願いいたします。初めに、政策評価担当課長の松本よりご挨拶を申し上げます。

（松本政策評価担当課長）

政策評価担当課長の松本でございます。

第2回長野県公共事業評価監視委員会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

古本委員長を初め委員の皆様におかれましては、公私とも大変ご多用のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、9月3日には、諏訪市、松本市・塩尻市の県が実施する事業箇所の現地を4か所調査いただき、改めて御礼を申し上げます。さて、今回の第2回委員会では、現地調査を行っていただいた4か所と、本日、写真や動画等によって現地の状況を説明させていただく5か所の計9か所の評価案について、詳細な審議をしていただく予定としております。審議時間を確保するため遠方の対象箇所については、写真や動画などにより現地の状況をご説明させていただきますが、調査方法の更なる改善に向けてご意見等ありましたら、事務局にお伝えいただければ幸いです。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

（事務局）

はい、ありがとうございます。

続いて、本日の委員の出席についてご報告いたします。本日の出席予定は、委員名簿に記載の11名になります。Webの先生方のうちお二方の方がまだ入られていませんので、現在のところ9名の出席をいただいております。委員数の過半数に達していますので、長野県附属機関条例第6条第2号の規定により、本委員会が成立していることをご報告します。また、本日の会議は公開で行い、後日、議事録を県ホームページで公開する予定ですのでご承知おきください。

次に資料の確認をお願いいたします。

本日の委員会はペーパーレスで行いますので、会場の委員の皆様はお手元のタブレット端末のデータをご参照ください。説明の際にはスクリーンにも投影させていただきます。Web参加の皆様方におかれましては、先にお送りしたデータを参照ください。また、説明の際にはオンラインで画面共有させていただきます。

説明資料は第 2 回委員会のフォルダに保存してありますのでお開きください。

次第、詳細審議一覧表、委員名簿につきまして、会場の委員の皆様方にはお手元にお配りしております。オンラインの皆様方には、先にデータでお送りしておりますのでご確認をお願いいたします。資料 6 のファイルは、第 1 回委員会において委員の方からご質問のありました質問に対する回答です。この資料については、9 月 6 日に訂正した資料をメールでお送りさせていただいております。そちらの方をご覧ください。後ほど担当課からご説明をさせていただきます。また、会場のタブレットの中に、第 1 回委員会の資料も添付してありますので参考にしてください。本日の資料は以上になります。よろしいでしょうか。

本日リモートで参加の皆様をお願いいたします。会議中、リモートのカメラはオンにさせていただき、マイクはミュートにしておいていただくようお願いします。ご発言の際は、マイクをオンにしてその旨をお知らせください。発言に際しては、お名前をおっしゃってからご発言いただきますようお願いいたします。なお、音声聞きにくいなど、議事に支障がありましたら、会議中でも遠慮なくマイクをオンしてお申し出ください。それから会場の皆様方には恐縮ですが、WEB で音声聞き取りやすいように大きめの声でご発言いただければ幸いです。資料のご確認、タブレット操作についてはよろしいでしょうか。オンラインの皆様も大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。会議の議長は長野県附属機関条例第 6 条第 1 項により、委員長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は古本委員長をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

(古本委員長)

古本でございます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところお集まりいただき感謝申し上げます。

7 月 31 日の第 1 回委員会では、詳細審議の箇所を 9 か所に決定し、うち 4 か所については、9 月 3 日に現地調査を行ったところでございます。本日は、先日現地調査を行った 4 か所の詳細審議を実施するとともに、残りの 5 か所について動画や写真により現地の状況の説明をお聞きした上で詳細審議を実施いたします。

本日の委員会は、審議対象箇所の評価案について改善すべき点等があるかを検討する重要な審議となるため、委員の皆様のご経験や専門的な見地から忌憚のないご意見をお聞かせいただきたいと思います。本日は、よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って議事を進めてまいります。

まず、全体的な進め方ですが、詳細審議一覧表のファイルをお開きください。本年度、当委員会で詳細に審議する案件は、第 1 回の委員会において抽出したとおり、新規評価 3 か所、再評価 5 か所、事後評価 1 か所の計 9 か所となっております。本日の委員会では、9 月 3 日に現地調査を実施した 4 か所の詳細審議と、現地調査に代えて写真と動画でご説明いただく 5 か所の計 9 か所の詳細審議を行いたいと思います。審議は 9 月 3 日に現地調査を実施した箇所から行いたいと思います。審議の進め方は、箇所ごとに説明および質疑の時間をとり、意見を整理したいと思います。

審議に先立ちまして、本年度の第 1 回において意見がありました公共事業評価における費用対効果分析につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

長野県の公共事業評価における費用対効果分析についてご説明いたします。前回の委員会中 B/C に関する質疑がありまして、その関連での説明となります。

まず、再評価についてです。当県では、長野県公共事業評価実施要領におきまして、再評価の視点の項目の一つとして、費用対効果分析の要因の変化という項目をあげております。具体的にご説明差し上げます。お示しているのは、国土交通省で現在、今年度開催しております「令和 6 年度公共事業評価手法研究委員会」の HP の資料になります。費用対効果分析といいますのは、この資料にあるとおり「費用便益分析」と「貨幣換算が困難な効果」の 2 つからなりたっております。このうち、費用便益分析、この表では左側の黄色い囲みになりますが、この費用便益分析では、各事業において B/C を算出しております。これは、貨幣換算した便益を費用で除した数値で、1.0 以上であれば費用を便益が上回っていることを示すものです。一方、費用対効果分析とは、貨幣換算した便益だけではなく、貨幣換算することが困難な効果項目をも含めて、事業の投資効果を評価する分析手法です。県の公共事業評価におきましても、この費用対効果分析を含め、総合的に実施するものとされております。お示している国土交通省の資料は、道路事業の事例になりますが、道路整備により、直接効果に加え、様々な波及効果の発現が期待されるということを示しております。この表の中では、左側の直接効果の中で走行時間短縮・走行経費減少・交通事故減少の 3 便益を B/C として計上することとされております。その他の直接効果の項目としては、時間信用性走行快適性の向上ですとか、環境改善の項目があげられております。また、間接効果として地域格差是正が、さらに、両方に係るものとして、災害時の代替路確保等の項目が整理されております。

長野県の再評価におきましては、再評価シートの様式において、上段に B/C の費用便益比による評価を、下段に「上記以外の整備効果・効果事例」の欄を設け、その他の整備効果を整理することとしております。本日、ご審議いただく道路改築 小島トンネルにつきましては、事業全体の B/C が 1.0 を下回っておりますので、B/C 以外の整備効果につきまして、後ほど別途資料により、詳細な説明をさせていただきたいと考えております。審議にあたりましては、貨幣換算が困難な効果項目をも含めまして、総合的なご意見をいただきますようお願いいたします。

次に、新規評価についてです。昨年度より、県で運用を開始した新たな評価制度では、事業実施の妥当性を評価する際に B/C が 1 未満となる場合には、事業による効果を定量的・定性的に明らかにした資料を作成して、事業実施の効果を判定することとしています。お示しているのが県の新規事業評価の評価シートになりますが、妥当性チェックリストにより B/C が 1.0 以上かを確認しており、1.0 未満の場合は具体的効果を整理して、費用に見合った効果が確認されているか個別の判定を行うこととなっております。なお、今年度の新規評価審議箇所には、B/C が 1.0 以下となる箇所はありません。

最後に、参考として、国土交通省で開催している「公共事業評価手法研究委員会」の動向をご説明

差し上げます。国では、現在、公共事業の事業採択における B/C の位置づけの整理や、貨幣換算が困難な効果の評価方法等について、議論がなされているとお聞きしております。当該委員会の資料において、国土交通省の直轄事業では、新規事業採択後に B/C が 1.0 を下回ったという事業が 2010 年度から 27 事業存在しており、B/C も含め多様な効果等を総合的に判断し、事業を継続しているということが示されております。また、公共事業評価手法に関わる基本的な認識としましては、社会資本の効果を貨幣単位の便益として算定するには限界があること、他方で、国民に対して説明責任を十分に果たす必要から、社会資本整備の多様な効果について、できる限り定量的・定性的に表現したうえで、総合的に判断するという基本的な認識が示されております。これらの委員会の議論を踏まえまして、令和 6 年度中に技術指針の改定等必要な対応が実施される予定となっているとお聞きしているところでです。

公共事業評価における費用対効果分析についての説明は以上です。どうもありがとうございます。

(古本委員長)

はい、ありがとうございます。公共事業評価における費用対効果分析についてご説明いただきました。委員の皆様からご質問等ありませんか。よろしいですか。

それでは、審議を始めたいと思います。

最初に新規評価 河川事業 上川について、担当の河川課から説明をお願いします。

(河川課)

河川課の西沢と申します。よろしくお願いいたします。

上川についてご説明させていただきます。

9 月 3 日に現地調査していただきまして誠にありがとうございました。当日は、県の諏訪合同庁舎の屋上から現地を確認していただきました。それでは、資料を用いまして説明をさせていただきます。

資料には、現地での説明に際して 4 つほど質問をいただきましたので、その回答を記載していますが、そちらを中心にご説明をさせていただきます。

まず 1 つ目ですが、事業期間が 10 年間となっているが、そのうち、どの部分で時間を要するのかというご質問です。2 つ目は、上川周辺について洪水により浸水することであるが、居住誘導区域を外すことはしないのかというご質問です。3 つ目は、今年 1 月に能登半島地震が発生し液状化現象が確認されていることを踏まえ、今回の橋梁の下部工工事で杭を打つとのことだが対策を行うのか、またその費用はどうなっているのかというご質問です。4 つ目は、河川改修などで河川内を掘削することに対して、漁業協同組合との調整はどうなっているのかというご質問です。以上、4 つのご意見・ご質問をいただきましたので、当日回答させていただいた内容をご説明します。

1 つ目の質問です。計画では、新たな堤防を現在の河川の外側に引く計画となっていますが、事業を進めるに当たり、まず用地買収や建物、駐車場などの補償が行われます。その際、時間を要するというのが一つです。また、河川工事においては、出水期には工事が制限されますので、工事期間がその分かかるとというのが回答させていただいた内容です。お示している資料に写真を 2 枚ほど付けておりますが、こ

の写真の左側が、県の合同庁舎の屋上から確認をいただいている状況です。右側の写真が、左から右の方に上川が流下している状況で右手の奥の方に諏訪湖が見えるという形になります。中央あたりに架け替えを予定している渋崎橋が写っております。

2つ目の質問です。居住誘導区域についてですが、諏訪地域は平地が少なく、居住誘導地域から浸水氾濫区域を外すとなると住むところが限られてしまうという状況の中で、まちづくりが立ちいかなくなることから外さないのではないかと回答をさせていただきました。資料の左側に諏訪市の立地適正化計画を載せております。四角く囲っているところが、市の考え方になりますが、諏訪市の立地適正化計画では、浸水想定区域は、情報伝達体制の構築や地域防災力の向上に努めること等により、災害の軽減に努めることとして、居住誘導区域から除外しないということとしております。また、河川改修が進めば、この計画規模に対する河川の氾濫は軽減することもできると考えられます。なお、新たに川として用地を買収した区域につきましては、居住誘導区域から外すことを今後、諏訪市と調整してまいりたいと考えております。いわゆる河川区域になるのでその部分は外すということです。

3つ目の質問です。液状化に関してですが、設計の段階で耐震性を考慮しまして液状化にも耐えうる対策を講じ、その対策費用についても、今回の全体事業費に含まれ、対策もしていくように計画をしております。右側の写真ですが、諏訪湖に向かって写真を撮っておりますが、左から右下の方に上川が流れています。写真の真ん中より左に橋梁が架かっておりますが、この橋梁が六斗橋という橋梁になりまして、今回架け替えを検討している橋梁の一つになります。この六斗橋の架け替えから右側の下流部分につきまして今回計画を進めていく区間としております。

4つ目の質問です。工事の際は、河川内の土砂を掘削するような計画となっておりますが、設計内容について、漁業協同組合やその他関係団体には説明をし、ご協力をいただきながら、計画・施工を進めていくという状況です。現在でも、河川事業を進めていく場合や河道内の浚渫等を実施する場合においては、地域をはじめ、関係する協同組合とも事前調整等させていただきながら実施をしておりますので、こちらの事業につきましても、同様に計画段階から漁協の皆様など関係する皆様方と状況を共有し計画を進めてまいりたいと考えております。以上、現地調査当日いただきました質問に対する回答について説明させていただきました。以上です。

(古本委員長)

ただいま説明がありました上川について、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

では、私から質問させていただいてよろしいでしょうか。

河川の水害対策ということで、河川改修、すなわち川幅を拡げる、浚渫をして河道面積を拡げるという他に、上流にダムを作るという方法もあると思いますが、その両者について B/C による比較はされたのでしょうか。

(河川課)

今回の河川改修については、河川整備計画に基づいて河川を改修していくものであり、1/50 の降雨

規模に対して河川改修を進めていくという内容になっております。最近では雨の降り方も違ってきておりますが、委員長がおっしゃったように元々流域全体においてダムを考えるとという計画もございましたが、現在の河川整備計画においては、下流側の水位が上がる洪水対策として、河川改修を進めていくということになっており、事業全体としてダムの計画が含まれた B/C は算出しておりません。

(古本委員長)

今の話で理解はできるのですが、河川の改修は下流の方から始めて、さらに上流まで改修する必要が出てくるので、本事業完了後も上流側に改修が必要となるつもりで計画されてるのではないかと思うのですが。

(河川課)

先ほど河川整備計画についてお話させていただきましたが、今回の整備計画において改修すべきところは、諏訪湖から 18.5km にわたり改修が必要という全体計画を立てております。その中で、今回はその一部分の 1.1km の区間について整備を進め、順次上流の整備を進めてまいります。事業全体の B/C につきましては、全体の改修を進めていく投資の事業費に対しての便益比として算出させていただきました。

(古本委員長)

わかりました。他にご質問ご意見等ございませんでしょうか。

本事業は、10 年という長い期間がかかることが想定されておりますが、住民の方にとっては、安全安心のためできるだけ早く進めてほしい計画だと思いますので、ぜひ前倒しで早く完成するように頑張りたいと思います。

それでは、特に評価案そのものに反対のご意見はなかったように思いますので、これまでに出た各委員からの意見は委員会として意見書に付すこととし、この箇所の県の新規評価案について、事業着手が妥当と判断してよろしいでしょうか。皆様の意見をお聞きます。よろしいでしょうか。

それでは、「着手が妥当」ということで、よろしく願いいたします。

続きまして、第 1 回委員会での説明について補足の報告があるようですので、河川課から報告をお願いいたします。

(河川課)

7 月 31 日に開催されました「第 1 回公共事業評価監視委員会」において、豊田委員からの基本高水を変える予定があるかというご質問に対する回答について、補足させていただきます。

(古本委員長)

専門外の方もいらっしゃるので、基本高水とはいうところから説明してください。

(河川課)

まず、基本高水についての説明になります。今回の区域は 280 km²という流域面積となりますが、そこに計画規模の降った雨が川に流れ込んだ後、どのくらいの流量として川の中を流れ下っていくかというのが、いわゆる基本高水と呼んでいるものでございます。スライドでは前回の議事録をお示ししておりますが、一番上に記載されている、豊田委員から基本高水の予定についてご質問をいただいた内容になります。なお、赤色の括弧書きについては、豊田委員に内容の確認をさせていただいた上で、付け加えさせていただきました。この質疑の中では、「今のところ変わる予定となっている」との説明をしましたが、その後、質疑の最後に訂正する回答をさせていただいたのが、河川課の発言としてお示ししている内容です。今回、赤書きで付け加えた主旨を含めて回答を申し上げたかったのですが、言葉が足りなかったために、記録として何を回答しているかわからない部分がありましたので、改めて内容について説明させていただくものです。

お示ししている資料は、第 1 回委員会の際に、河川課から説明資料として提出させていただいたものです。いわゆる気候変動に関わる資料で、令和 4 年 6 月に示された考え方に基づく検討が必要となることを説明させていただきましたが、この箱書きのところに、気候変動を見込むと降雨量が 1.1 倍に増えるという記載がございまして、降雨量が 1.1 倍になると基本高水も増えるということを踏まえ、豊田委員からご質問いただいたという流れでございます。

先ほどの赤書きの内容も含め、再度説明とさせていただきたいと思っております。いただいたご質問に対して基本高水を変更すると説明させていただきましたが、気候変動に伴い雨の降り方が変わり、降雨自体が増えた分については、このダム再生事業とは別の取り組みで対応することが想定されているため、現在検討を進めている事業の中では、基本高水は変わらないという状況でございます。いずれにしましても、気候変動を踏まえた流域全体での計画を行っていく中で、ダム再生事業に手戻りが生じないようにしっかりと検討を進めさせていただき、最終的な結論については、改めて評価監視委員会の中でご説明させていただくこととして、現在、検討を進めている状況としてご回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

(古本委員長)

豊田委員いかがでしょうか。

(豊田委員)

第 1 回委員会の後、詳しい説明をしていただきましたので内容は納得しました。どうもありがとうございました。

(古本委員長)

他の委員からは、ご意見ご質問ありますか。なければ河川課の皆様ありがとうございました。

次に、再評価 出川～双葉について、担当の都市・まちづくり課から説明をお願いいたします。

(都市・まちづくり課)

都市・まちづくり課長の井出と申します。よろしくお願いいたします。

都市・まちづくり課の再評価 2 件について、現地の状況をご確認いただきました。

最初の箇所の都市計画道路 出川双葉線の松本市 出川～双葉について、9 月 3 日に実施した現地調査の状況をご説明させていただきます。まず、現地調査の状況です。事業区間の終点部にあります「なんなん広場」の駐車場において、事業概要および施工方法、事業費の増額、事業期間の延長等の理由をパネルにおいて説明させていただきました。その後、整備が完了している歩道橋に移動しまして、歩道橋の整備状況と道路の交通状況、踏切の状況を確認していただいております。

次に、現地調査での主な質疑応答についてご説明させていただきます。6 点のご質問をいただきましたので、順次質問及び回答という形で説明させていただきます。

1 つ目は、完成後の仮設道路についてご質問をいただきました。

完成後、仮設を撤去するののかということですが、図に示します緑色の点線の部分が仮設道路です。赤の部分が事業を行う部分で、東西に道路を JR の下を潜ったアンダーパスとして造るという工事として、仮設道路を JR の側道に接続するように、緑の点線の形で造る計画をしております。事業の進捗に伴い、側道整備の際に支障となるため、完成後には仮設道路を撤去されることになります。

2 つ目は、踏切部の支障物についてご質問をいただきました。

支障物は何が埋まっているかわからないのかということですが、これについては、JR が実施した貫入試験により、概ねの位置や大きさ等はわかっておりますが、実際に大きい岩があるとか、そういった具体的なものはわかっておりません。何かは不明なため、その部分の掘削工事は手掘りとする必要がありますが、この手掘りの掘削が、事業費と工期の増の要因となっております。

3 つ目は、アンダーパス部の冠水対策についてご質問をいただきました。

昨今、全国の集中豪雨でもアンダーパス部の水に浸かって車が水没したという案件が何件が発生しております。このことについてのご質問です。右側の図に、断面図を示しておりますが、ポンプ室をアンダーパス部分のところに設け、これを整備することによりポンプアップによる排水を行うようになります。それらを整備するとともに、もしアンダーパスのところに水が溜まったときは、左側に他の箇所の事例の写真を示しているように、水が溜まった際に自動的に冠水という表示を出したり、赤いバルーンのようなものを出したりして、車が進入しないような装置を設置したいと考えております。

4 つ目は、アンダーパス部分が冠水した時の緊急車両の通行についてご質問をいただきました。

これにつきましては、周辺道路に迂回していただく必要がある状態となります。周辺の市街地が浸水するような大規模災害については、今回整備する出川双葉のアンダーパスおよび北側にあるやまびこ道路のアンダーパスがそれぞれ冠水することが予想されます。その際には、JR の西側は国道 19 号、JR の東側は県道平田新橋線などが迂回路として想定されますが、大きく迂回していただく必要があると考えております。

5 つ目は、宮田前踏切西側の信号のない交差点の事故件数についてご質問をいただきました。

これにつきましては、事業区間全体での件数となりますが、平成 29 年度から令和 3 年度の 5 年間

で 13 件の人身事故が発生しています。

6 つ目は、現在 JR の西側に整備されている道路は、完成後どのようになるのかというご質問をいただきました。

これについては、お示している資料に完成後のイメージパースをつけておりますが、現況、JR に沿うような形で西側に側道が青い線で引いてありますが、それを復旧するような形で、アンダーパスの部分にも側道を付けまして、その路線を通れるようなルートを確認するという形になります。側道の整備とそれに合わせて別で実施しております芳野双葉線の街路整備を行い、南松本駅へのルートを確認します。現地調査の状況と質問の回答等は以上でございます。

(古本委員長)

ありがとうございます。ただいま説明がありました出川～双葉について、ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

(相野委員)

アンダーパスのところが非常に気になっております。本当にそれでいいのかなというふうに心配をしているのですが、ここは地震時の緊急輸送道路などには該当してないということですか。

(都市・まちづくり課)

緊急輸送道路には該当になっておりません。

(相野委員)

そうしますと、地震時には特に問題はないので、雨が酷く降ったときにはポンプで水を汲み上げていくので問題ないだろうと、事前に冠水しないように予備の電源をちゃんと用意して、冠水しないようにポンプで汲み上げていくということよろしいでしょうか。

(都市・まちづくり課)

ポンプで汲み上げるのですが、最近のとんでもない集中豪雨が発生したときには、ポンプなどで汲み上げているはずですが、全国ニュースに流れているように冠水してしまう状況になる可能性がありますので、そういったときには、左側にあるような緊急の措置で通行止めにして、車を通さないような措置を行い、安全を確保するという形になります。

(相野委員)

現地で伺った際に、事業費としては、跨線橋でもアンダーパスでもそれほど変わらないが、周囲の住民の方から、アンダーパスの方が望ましいというような声があったということをお聞きしましたが、それが判断の理由になっているのでしょうか。跨線橋としない理由というのは、その他にもいろいろあるのでしょうか。

(都市・まちづくり課)

跨線橋とする場合は、JR の線路上を橋で通すこととなりますが、事業の計画の当初に比較検討した際に、アンダーパスの方が用地的にも制約が少なくなるということもあり、地元の方からもアンダーパスの方が望ましいというご意見もいただいたことから、アンダーパスとして決定しています。

(相野委員)

冠水してしまう危険はあるし、緊急車両等が通れなくなるということはわかった上で、それでもアンダーパスの方がいいという判断ということですね。

(都市・まちづくり課)

はい。

(相野委員)

ありがとうございます。

(古本委員長)

他にご意見はございませんでしょうか。

(熊谷委員)

現地を見させていただいて、JR の方の工事がかなり複雑になり、事業が長期化するというのがよく理解できたのですが、当初 2013 年度完成予定がもうだいぶ延びていて、今の状況だと 2034 年度完成ということですが、これで完成することができそうだという感じなのでしょうか。まだ、何か不確定要素があり、更に延びたりする可能性があるのでしょうか。

(都市・まちづくり課)

アンダーパス部の工事については、JR の下を通るということで、安全面も含めて JR に委託して工事を行う形になります。先ほどの質問にもありましたが、JR の下に支障物が埋まっているということもあり、それを取り除くのに人力で掘削となるため、その状況如何によっては早まる可能性もあるし延びる可能性もあると考えております。JR の下の工事になるため、安全面から夜間工事で電車が通らない間の限られた時間の中で工事を行うという形になりますので、今のところの想定だと事業期間はどうしても長くなってしまいますが、工事が始まり、その状況によっては短くなる可能性もあるとは思っております。

(古本委員長)

工事区間は数十メートルですが、他の工事に比べると事前調査が結構きっちりなされているような印象を持ちました。早く工事が終われば、結果的に工事費用も抑えられますので、必然的に B/C も上がって

きます。JR 次第というところもありますが、早期の完成を目指していただきたいと思います。

他の委員の方、何かご意見ありませんでしょうか。

それでは、質問等ないようでしたら、評価案の検証に入りたいと思います。評価案そのものに反対のご意見はなかったと思いますが、相野委員も反対ではないということによろしいでしょうか。

(相野委員)

反対ということではないです。いろいろ考えて、いろんな条件の中で最終的にそれが一番望ましいという判断をされたということなのでしょうから、反対をするものではないです。ただ、昨今の雨の降り方であるとか、今後、増えていくことが予想される降雨量を考えると、この時点で、本当にアンダーパスとするのがいいのかという心配はあります。橋梁の方が望ましいとは思いますが、皆さんがいろいろお知恵を絞った上で、工期やコストや周りの環境など、様々な条件から総合的にアンダーパスとして支障ないという判断ですよ。完全に良いとは思わないけれども、全部が満点ということはないと思うので、早く工事をして、安全に皆さんが行き来できるようにすることが、優先されることだと思います。

(古本委員長)

それでは、意見書に委員会としての案件に対する今のご意見も付すこととして、評価案そのものには反対ではないということだと思いますので、この箇所の県の再評価案であります。継続が妥当としてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、次に、再評価の都市公園整備事業 陸上競技場について、担当の都市・まちづくり課から説明をお願いいたします。

(都市・まちづくり課)

では、引き続き、都市・まちづくり課から説明させていただきます。

都市公園整備事業の松本平広域公園 陸上競技場の整備です。同じく、現地調査は9月3日に行っていただきました。今、この画面では、新しい陸上競技場のパースを表示しております。空港に近いということもあり、競技場は地下に掘り込むような形で造ることを予定しております。

次に、現地調査の状況でございます。まず、現場は建築工事を盛んに行っている状況ですので、パースを用いた概要説明を画面のモニターにより、完成後の状況などを説明させていただきました。続きまして、メインスタンド周辺を見ていただき、西から東を望むような形で、現在行われております建築工事の状況を確認していただきました。場所を変えまして、バックスタンドの周辺で北から南を望むような形で、現在行われている建築工事の状況を確認していただきました。

次に、そのときに出された質疑等ですが、まず、陸上競技場の利用頻度についてのご質問をいただきました。競技場の利用率につきましては、約90%となっております。これは、今まであった陸上競技場の利用率です。陸上の競技場としてではなく、会議室としても利用されているため、会議室が使われていれば利用されているというカウントになっておりますので、このような高い利用率となっております。新しい陸上競

技場についても、このような形で高い利用率になると想定しております。

続きまして、県内でも維持管理が困難となっているスポーツ施設もあると聞いているが、この陸上競技場は大丈夫なのかという観点の質問をいただいております。長野オリンピックの施設などでは、維持管理が少し困難な施設もあると聞いておりますので、その観点かと思えます。本施設は、長野県で唯一の第一種陸上競技場として一般的な材料や設備を採用しており、特段には特殊な施設もないため、継続的な維持管理・管理運用が可能と考えております。供用後は長野県の施設として、予定では指定管理者に管理していただくという形になるのではないかと考えておりますが、今まで同様適正な管理をしてみたいと考えております。

続きまして、バリアフリー対応についてのご質問をいただいております。こちらについては、今までの陸上競技場では、車椅子のお客様が遠回りして客席に入るというような状況でした。これに対しまして、お示しているのは新しい陸上競技場のパースですが、右側のメインスタンドと書かれているところを見ていただければわかるように、陸上競技場自体は掘り下げて造っておりますので、⑤の客席出入口のところから、例えば車椅子の方が入るとそのままエレベーターなどを使わずに、左側の客席の車椅子専用席にそのまま直結して入れるよう設計されております。選手等がフィールドに入る際には、フィールド出入口は地下1階から出入することになりますが、こちらには、エレベーター等も設置されるようになります。また、フィールドには、他にもスロープがついていますので、そちらの方からも出入りできるようになっております。以上のことから、車椅子の方も、今までよりは非常に便利に観客席等に入ることが可能になると考えております。質問の回答は、以上3点でございます。

(古本委員長)

ただいま説明がありました陸上競技場について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

私から聞いてよろしいでしょうか。公園全体として、駐車場の確保は、十分な台数が入れるようになっていのでしょうか。

(都市・まちづくり課)

松本平広域公園自体は、陸上競技場だけではなく、アルウインのサッカー施設など他にも様々な施設がありますが、この陸上競技場に関しては、周辺に駐車場もかなりあり、観客席が十分賄えるような駐車台数は確保できていると思っております。

(古本委員長)

稼働率がかなり高く90%ということなので、かなりの人数が集まると思われますので。

(都市・まちづくり課)

稼働率が90%といっても、常にグラウンドを使っているというわけではなく、先ほど申しましたが、会議室を使っていれば稼働率にカウントすることになりますので、一年中大会をやっているというわけではございません。

(古本委員長)

バスなどの公共交通機関というのは、頻繁に走っているのでしょうか。

(都市・まちづくり課)

アルウィンで J3 の山雅の試合が行われる時には、観客もかなり多く来られます。そういう時は、シャトルバスなどを活用しております。常にバスなどの公共交通機関が来ているかという点、台数はそれほど多くないと思いますが、大会のときなどは特別にそういった措置を取るといった状況です。

(古本委員長)

別の場所ですが、バスの本数が非常に少なくなり困ってるところもあるので、この施設もより便利に使えるよう、交通の確保が重要ではないかと思っております。他にご意見ないでしょうか。

(熊谷委員)

利用率について質問したことの背景ですが、費用便益の B/C を算出するのにその数字を使っているのかと思ったのでお伺いしたところですが、そうではなくて、B/C の便益については、公園全体の利用便益としているとの説明がありました。つきましては、松本平広域公園には、年間で大体どのくらいの方が入園されているのでしょうか。

(都市・まちづくり課)

松本平広域公園全体でいいますと、利用者数としては、最近の数字だと確か年間 40 数万人程度と記憶していますが、その他にも公園ですので自由に出入りしている方もいらっしゃいます。利用者のカウントとしては、競技施設など料金をいただく有料施設を利用する人数のカウントは出来ますので、そういった方々に限った利用者数となります。有料施設以外の公園部分を利用されている方の人数は特にカウントしておりませんので、そのような方の利用も含めると、さらに多くの方に公園全体を利用いただいているということになります。

(熊谷委員)

B/C の便益については、有料利用者のみを前提にしているということですね。国交省の大規模公園事業に係る費用対効果分析マニュアルについては、国営公園などを前提にしているため、国営公園だと有料ですから全員がカウントできますが、その他に実際に無料で来られる方もいらっしゃるということだとすると、便益の部分は実際には更に高くなる可能性があるということですね。

(都市・まちづくり課)

無料の公園部分を利用いただいている一般の方を含めると、利用者数はもっと多くなります。

(熊谷委員)

わかりました。ありがとうございました。

(相野委員)

質問という形ではなく、立ち話で現場の方に伺いましたが、ジェンダーの問題などでトイレが取り上げられることがあるので、その辺のことを伺ったところ、皆さんが利用できるように複数箇所というか、分散して用意しているという説明がありましたが、具体的に数とか、人数に対してどの位とかという資料はありますか。詳しい平面図がなかったので、どの辺にあるかよくわからなかったのですが。

(都市・まちづくり課)

本日の資料では、細かい設計図を用意しておりませんので、どこの位置にというのはお示しておりませんが、フロアの四隅にトイレがあります。男女別のトイレと、障がい者用のトイレ、及びジェンダーレス等誰でも使えるトイレを配置しています。

(相野委員)

トイレは全体としては4か所に分散しており、そのそれぞれに、ジェンダーでも車椅子でも様々な用途に対応可能なトイレが一つずつ設置されるということでしょうか。

(都市・まちづくり課)

大体4か所に分散して、コーナーの方にトイレがあり、男女別のトイレとは別の入口で個室になった障がい者用トイレとジェンダーレスのトイレを、ユニバーサルという形でそれぞれ一つずつ設置するというイメージになります。

(相野委員)

はい。ありがとうございました。

(古本委員長)

会議室はどこに配置されるのでしょうか。メインスタンドでしょうか。その会議室の近くにもトイレはあるということでしょうか。

(都市・まちづくり課)

はい。

(古本委員長)

他にいかがでしょうか。他にご意見ないようでしたら評価案の検証に入りたいと思います。

先ほどまでに出ました各委員からのご意見は、委員会として意見書に付すこととしますが、評価案そのものに反対の意見はなかったと思いますので、この箇所の県の再評価案であります「継続が妥当」と判断してよろしいでしょうか。それでは、継続ということをお願いいたします。

(古本委員長)

続きまして、新規評価の道路改築事業 新村につきまして、道路建設課から説明をお願いします。

(道路建設課)

道路建設課の柴草です。よろしくお願いします。

それでは、新規評価の道路改築事業 主要地方道松本環状高家線 松本市 新村についてご説明いたします。9月3日に、委員の皆様には現地をご覧いただきまして、事業計画地の道路状況や交通状況についてご確認いただきました。その際、主に2つのご質問をいただきましたので、今回は、その点についてご説明いたします。

まず1つ目ですが、近年、アンダーパス部において冠水被害が発生している事例が多くあり、緊急車両等の通行に支障をきたすことが懸念される。当事業においては、松本電鉄との交差点がアンダーパスの計画となっているが、跨線橋にはできなかったのか、というご質問でございます。

この質問に対する回答についてご説明いたします。こちらの図面をご覧ください。本事業の道路縦断図となりますが、道路を縦方向に割った断面図となります。図面の左の方が新村のインターの方向となり、右の方が国道158号交差点の方向となります。新村インターとのアクセスは、当然平面交差となりますし、国道158号とも平面交差となる計画です。中央に記載されている鉄道がアルピコ交通の上高地線となりますが、現計画ではこの鉄道をアンダーパスとしており、車道採用案として赤色の線で示された道路の縦断計画としております。

一方、鉄道を跨線橋とした場合の比較検討案が、紫色で示した縦断計画となります。その際、この図面の中央から左側に中部縦貫自動車道 松本波田道路 安塚橋の計画が示されておりますが、今回の計画区間の中で、中部縦貫自動車道が立体交差する計画でございます。現場においてもご覧いただきましたが、現在事業が実施されている中部縦貫自動車道の計画と合わせてみますと、本計画を跨線橋とした場合には、計画路面から橋梁構造物との距離が、約2.3mしか確保できないこととなります。私どもが道路をつくるときには、道路構造令に準拠し、通常は建築限界として4.5mの距離を確保するように計画しておりますので、このような条件から、本計画においてはアンダーパス方式を採用したということです。

アンダーパスとした場合の冠水対策についてご説明いたします。本事業における冠水対策としまして、ポンプ室の整備、路面冠水表示情報板及び回転灯の設置等について、今後の実施の段階で検討してまいります。これは、先ほどの出川～双葉の街路事業の際にも説明があったかと思いますが、お示ししている資料の下段の写真例が路面冠水表示情報板や回転灯となります。また、アンダーパスに進入しようとする車両が、事前に冠水していることを認知してアンダーパスに進入せずに迂回できるようにするために、迂

回路の手前にも情報板等の設置を検討します。お示している平面図の中で、アンダーパスで立体交差する計画の地点を×印で表しておりますが、その前後の赤丸の位置と、あわせて赤色の点線で示した迂回路の手前に情報板等を設置して、通行できませんよということを、緊急時に利用者の方に周知することを、今後検討してまいりたいと思います。

次に、2つ目ですが、倭橋付近での渋滞が発生してしまうのではないか、というご質問について、ご説明させていただきます。本事業で計画している新村バイパスは、北の方面から来ますと、倭橋を渡ったところで右折して集落を回避するバイパス部を通り、国道158号と平面交差した先で上高地線の鉄道と立体交差となるようなルートの計画です。このルートの中で、倭橋付近につきまして、次のスライドで倭橋の上空から撮った写真をお示します。ご覧になっていただいたとおり、倭橋は3車線を確保できる幅が既にできております。現在、その中央の車線はゼブラ処理されている状態ですが、新たに新村バイパスが十字交差点として接続する際には、このゼブラの部分を利用して、設計上必要な右折レーンを設置していくことを、今回の事業の中で併せて行うこととしております。

以上が、現地調査でいただきました主なご意見、ご質問の回答の説明となります。よろしく願いいたします。

(古本委員長)

ありがとうございます。ただいま説明がありました新村について、ご意見、ご質問をお願いします。

道路の構造について跨線橋との比較の説明がありましたが、橋梁工学の専門の立場から、小山委員、奥山委員からコメントはありますでしょうか。

(小山委員)

特に、問題はないと思います。

(奥山委員)

どちらの構造が良いかというのは難しいところですが、今回の計画で問題はないと思っております。

(古本委員長)

他にご意見ありませんでしょうか。

(相野委員)

緊急輸送道路には該当していないのでしょうか。

(道路建設課)

該当していません。

(相野委員)

わかりました。

(古本委員長)

他にご意見ありませんか。なければ、これまでに出了ご意見は委員会として意見書に付すこととし、評価案そのものに反対のご意見はなかったので、この箇所の県の新規評価案については、事業着手が妥当と判断してよろしいでしょうか。皆様の意見をお聞きます。よろしいでしょうか。

それでは、「着手が妥当」ということで、よろしく願いいたします。ここで 10 分ほど休憩を取ります。

<休憩後再開>

(古本委員長)

審議を再開いたします。ここからは、写真や動画等を活用した説明により現地の状況を確認した上で、詳細審議を行う案件になります。

それでは、再評価の道路改築事業 伊那バイパスについて、道路建設課から説明をお願いします。

(道路建設課)

引き続きよろしく願いいたします。道路改築事業 国道 153 号 伊那市～南箕輪村～箕輪町 伊那バイパスについてご説明いたします。

お示しているのは伊那バイパスの位置図になります。国道 153 号は、愛知県名古屋市と塩尻市を結ぶ広域的な幹線道路であり、重要物流道路や緊急輸送道路に指定され、平常時災害時を問わない安全かつ円滑な物流の確保緊急車両の通行の確保が求められています。しかしながら、旧市街地を通る現在の国道 153 号は、2 車線で慢性的な渋滞や交通事故が発生しており、安全で円滑な交通の確保が課題となっております。

本事業の計画です。全体の計画延長は 7,630m、車道幅員 14m、道路幅員 28m の 4 車線道路の計画です。採択年度は平成 9 年度、完成年度は令和 9 年度を予定しておりましたが、今回の再評価を受けまして、令和 12 年度まで延長したいと考えております。全体事業費は当初 215 億円、今回 327 億円で、前回評価値から約 17 億円の増額となります。令和 7 年度以降の残事業費は、約 71 億 3000 万円です。令和 6 年度末の進捗率につきましては約 76.4%用地取得の進捗率は約 83.3%となる見通しです。

お示しているスライドの下の写真のように、慢性的な渋滞が発生しており、また過去 5 年間で交通事故が 63 件、うち重傷事故が 5 件発生するなど、安全面でも課題がある状況です。

こちらのスライドは、現地の状況写真になります。中央に伸びている伊那バイパスと一般県道伊那辰野停車場線が交差する福島立体交差の部分です。こちらの手前に、市道との交差点の福島下交差点があり、ここから手前側が伊那バイパス 1 工区、この交差点から奥側が、伊那バイパス 2 工区としておりま

す。この伊那バイパス 2 工区につきましては、この交差点から約 1.1km の間が既に供用済みとなっております。次の写真をご覧ください。伊那バイパス 2 工区の供用区間となっている部分の境界部の写真になります。写真では見切れておりますが、向かって右側に伊那北小学校がある交差点までの間について、現在供用を開始しているという状況です。そこから先につきましては、用地補償や、一部では道形ができていますが、工事を進めている状況です。次の写真は、もう少し南の方の伊那バイパスの未供用区間の若宮交差点付近の状況を写している写真です。

次に、事業の変更内容についてご説明します。青島地区の盛り土構造の見直しによる増額となります。当初は、盛り土構造としていた区間について、地元説明を行った結果、地域が分断され宅地や優良農地が大きく潰れること、三峰川周辺では霞堤が多く存在しており、盛り土で分断されると洪水等で氾濫した水が滞留して現状よりも浸水被害拡大の懸念があること、また風通しや日当たりが悪くなることなど、地元の皆様から様々なご意見、ご要望をいただきました。県では、このような地域の声を受け、盛り土構造が浸水被害想定に及ぼす影響の解析を行いました。その結果から、構造形式の検討を行い、高架形式への見直しを行うものです。事業費の増は約 17 億円です。

伊那バイパス周辺の土地の状況について説明したいと思います。地元等の意見にもありましたが、三峰川の右岸側は霞堤が多く存在しています。お示している図面の中で、赤丸で囲ってあるところが現在の霞堤の部分になります。三峰川というのは、三六（サブロク）災害の時に大きな災害に見舞われてた地域です。図面の中で、赤い点線が伊那バイパスの計画になりますが、このバイパスの盛土によって洪水や局所的な豪雨により水が滞留し、霞堤の本来の役割を果たせなくなるなど、浸水被害を懸念する声が多く挙げられました。霞堤の働きとしましては、左の図にも示した通り、上流等で堤防が決壊しても、氾濫した水を速やかに本流に戻すような働きがございます。また、今年の 7 月 31 日に、国土交通省において天竜川水系の河川整備計画が変更になりましたが、この整備計画の中でも、三峰川の霞堤の関係が触れられております。河川整備計画では、歴史的な治水の知恵として継承されている霞堤などの開口部を有する洪水時の遊水機能と排水機能を保持していきますと、そのような方針が明記されています。

次に示すのが、盛り土構造と高架橋形式を比較した図となります。この道路構造の形式見直しによりまして、地形の改変面積、すなわち買収面積が減少いたします。当初の盛土構造の場合の買収面積は約 1 万 5,700m² でしたが、今回の見直しによって、約半分の 7,600m² になります。また、地域の分断がなくなり、コミュニティ活動や農業生産活動に与える影響を少なくできるというメリットがあると考えています。次に示すのが、三峰川から青島区、日影区を望んだ写真になります。南から北を望む写真になりますが、手前に写っているナイスロードという道路が伊那バイパスの端部で、市道のナイスロードになります。この部分にバイパス道路が接続するということになります。次に示すのが、完成イメージになりますが、写真の奥側より、上から伊那バイパスが南に向かって段丘を下がってきます。ちょうど河岸段丘の下に国道 361 号が東西に通っていますが、その国道と立体交差し、国道 361 号と接続するランプが出来ます。その先に、今回構造の見直しをする高架橋区間、最後にナイスロードの交差点部分と、このような完成イメージとなります。伊那バイパスの更に南側につきましては、現在、国による直轄代行業として、飯田国道事務所において伊駒アルプスロードの道路整備を進めていただいていると、そのような位置関係となって

おります。

次のスライドですが、事業期間の延長理由としましては、道路構造形式の見直しによる事業期間の延長となります。地元との合意形成および設計に約 2 年間、盛り土構造から高架形式に変更することによる工事に約 3 年を要します。これにより、全体事業期間を 3 年間延長いたしまして、令和 12 年度までとなります。

続いて整備効果についてご説明申し上げます。次のスライドで、伊那バイパスは赤色で、それに付随する道路整備を青色で示しております。現在整備を進めております伊那インター線、南側で整備しております伊駒アルプスロードなど、道路全体のネットワークが構成されるということにより、その効果として慢性的な渋滞解消、企業の生産性向上と産業立地、更に交通事故の減少などに寄与する道路であると考えています。また、国道 153 号は中央自動車道と並行する路線になりますが、災害時には高速道路の代替路となり、災害に強いダブルネットワークが形成されます。以上のように、伊那バイパスの整備により、南北のネットワーク強化が図られ、観光振興、産業振興にも繋がるものと期待しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

(古本委員長)

ありがとうございました。以上の説明に対して、各委員からご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(相野委員)

用地の買収範囲がずいぶん減ったと思うんですが、工程表を見ると用地と補償の期間が、計画変更前の 2 年間で減っていないんですが、この期間は減らないのでしょうか。

(道路建設課)

用地買収及び補償については、面積というより地権者の該当者数の影響が大きいのと思われます。変更によって当初よりは期間が若干短くなる可能性はありますが、今回の事業期間変更に大きな変更を与える事項ではないと考えておりますので、当初から変更のない工程とさせていただきます。

(相野委員)

同じく、構造形式を変えたことによって工事期間が延びるということですが、橋梁は現場打ちとなることから、盛土より時間がかかるということでしょうか。

(道路建設課)

橋梁については、現場で構造物を構築するので、盛土よりも時間がかかります。一般的に、橋梁の下部工の橋台や橋脚といった構造物を先に構築し、その後、橋桁を渡すという工程となります。

(相野委員)

基礎の構造を検討することも必要ですね。そのような作業のために、盛土よりも工事期間が延びるということでしょうか。

(道路建設課)

ご質問のとおり、下部工を作る際には、目視できない地下の部分の基礎工も当然必要になってくるので、盛土に比べて調査や工事期間も長かかりますし、事業費も増えるということになります。

(奥山委員)

先ほどの話と関係するかわかりませんが、高架にすることについて住民の方たちが納得してるのかどうかということについて教えてほしいと思います。構造形式を変更して高架にすると、盛土で作るよりも影が落ちる範囲が広がると思いますが、そうなったときに、橋の近くに農地を持つてる人たちが、影の影響で生育が悪くなるといった問題が、今の段階で出てきたりしているのでしょうか。道路を作った後に、日当たりとかそういう問題が出てこないかということが気になりました。

(道路建設課)

日当たりとか風の通りについてのご意見はありますが、詳細については設計の段階で十分に配慮してご説明申し上げるということで、今の段階では、地元の皆様にはご理解いただいております。

(古本委員長)

設計としてはもう進んでいるのでしょうか。また、地盤の強さはどうでしょうか。

(道路建設課)

概略設計の段階の検討までは行っております。詳細の構造については、公共事業評価において、変更内容をお認めいただいてから進めるということになります。

(熊谷委員)

地盤の強さについてはどのような状態でしょうか。

(道路建設課)

地盤の調査のためのボーリング調査を、今、まさにやっている状況です。

(古本委員長)

事前の地質調査を詳細に行っていただくことで、適正な設計により工期を短くしていただきたいと思えます。

(熊谷委員)

工期が伸びるということについて、南側の直轄代行区間との進捗状況の調整はついているということよろしいでしょうか。

(道路建設課)

南側の伊駒アルプスロードにつきましては、全体の延長が約 11.6 km という大変長い計画になっており、現在は、これを 5 つの工区に分けて事業が進められています。このうち、伊駒アルプスロードが天竜川を渡河する部分を 3 工区と呼んでいます。国ではこの 3 工区を集中的に進めておられ、現在、用地補償や設計を進めているという段階になります。この伊駒アルプスロードが完成する前には、伊那バイパスも完成していないとネットワークとしての機能が発揮できませんので、直轄代行の事業進捗を見ながら、県としても遅れないように事業を進めてまいりたいと思っております。

(五味委員)

今回の変更について、まず、地元との合意は概ね形成されているという前提でよろしいでしょうか。

(道路建設課)

地元の皆さんとお話しをした結果、高架構造として見直すという合意ができましたので、今回変更の審議をお願いしているということになります。

(古本委員長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

それでは、評価案そのものに反対のご意見はございませんでしたので、この箇所の県の再評価案である継続という意見を妥当と判断してよろしいでしょうか。

それでは、「継続が妥当」ということでもよろしく願いいたします。

(道路建設課)

続きまして、道路改築事業 主要地方道開田三岳福島線 木曽郡木曽町 小島トンネルについてご説明いたします。

まず始めに、位置図をお示しいたします。本路線は、木曽郡の幹線道路である国道 19 号と木曽町三岳支所や王滝村役場を連絡する第 2 次緊急輸送道路に指定されており、当地域の基幹病院である県立木曽病院を結ぶ唯一のアクセス道路となっております。また、御嶽山火山噴火への対策実施のための資材輸送道路としての機能を担うとともに、御嶽山や開田高原等の観光地へのアクセス道路にもなっています。

本事業の計画です。全体の計画延長 400m、車道幅員は 6m、道路幅員は 9m の 2 車線道路の計画です。採択年度は令和 2 年度、完成年度は令和 9 年度を予定しています。全体事業費は、当

初 8 億円、今回 15 億円で、7 億円の増額となります。令和 7 年度以降の残事業費は約 11 億 9,000 万円です。令和 6 年度末の進捗率は約 20.3%、用地取得の進捗率は 100%となる見通しです。

次の写真をご覧ください。現在の小島トンネルは幅員が狭く、カーブが急で大型車のすれ違いが困難なボトルネック箇所となっております。平成 26 年 9 月の御嶽山火山噴火発生時にも緊急車両の通行に支障をきたし、緊急事態に対処する上で大きな課題が生じておりました。

続いて変更内容についてご説明します。画面に表示されている 3 項目により全体事業費の見直しが必要となりました。

まず 1 つ目、トンネル補助工法の変更による増額についての説明です。事業化時点では文献調査等により現地の地山を評価し、事業費を算定しておりましたが、事業化後に詳細な地質調査を実施した結果、トンネル内部の地質が当初の想定より悪いことが判明いたしました。このため、トンネルを安全に掘削するための補助工法の変更が必要となり、これに約 3.5 億円の増額が生じたというものです。

続いて 2 つ目の理由です。トンネル坑口位置の変更および落石対策追加による増額についての説明となります。起点側の坑口位置について、詳細な地形測量と現地調査を実施したところ、坑口上部の露岩部に影響するということが判明しました。坑口を地山から離れた位置に変更するために、保護盛土の構築が必要となったというものでございます。また坑口側面の斜面には落石発生源が存在することも判明したため、落石対策工の追加が必要となりました。これらにより工事費が約 2.5 億円の増ということでございます。左側の写真が露岩の状況で、坑口に伴う掘削がこの岩まで影響しないような位置に、坑口の位置を見直しました。右側の写真が、斜面上部にある転石で、こういった転石が多く確認されたため、その対策が必要になったということです。

3 つ目の理由ですが資材単価及び労務単価高騰により工事費が約 1 億円の増ということになりました。ここに鋼材とコンクリートの記載がございますが、事業着手時よりも、だいぶ単価が増えているというような状況です。

続いて現地の状況について、ご説明します。これが大型車同士のすれ違いの状況です。ちょうど手前がカーブになっており見通しが悪く、対向車が認識できないために、2 台の大型車が同時にトンネルに進入しているという状況です。写真では見づらいますが奥の方に大型のダンプが映っております。このため、この大型のダンプがトンネルの外へバックして、コンクリートミキサー車が通過するまで待っていると、そのような状況です。それから次の写真ですが、観光バスが現在のトンネルの空間を目一杯に走行しているという写真です。トンネルの内部ですれ違うことが困難であることが確認できると思います。また、木曽地域は林業が盛んであり、写真のように伐採材を運搬するトラックが往来しております。こちらが、普通車同士のすれ違いの状況です。トンネルの内部が狭いことから、トンネル手前で待機して、対向車が過ぎるのを待ってからトンネルに入っていくと、そのような交通の状況です。

費用対効果につきましては、事業全体の B/C が 0.8、残事業費の B/C が 1.01 となります。全体事業の B/C が 1.0 未満となっておりますので、費用便益効果に含まれないその他の効果について、ご説明いたします。

まず交通の安全性・円滑性の向上です。現道の幅員および曲線半径は現在の道路構造では道路構造令の規定を満足しておらず、大型車のすれ違いが困難であり、トンネル入口付近で待機するなど、安全性・円滑性において大きな支障をきたしております。今回の新たなトンネルのバイパス整備によりまして、幅員の確保、線形不良箇所の解消を行うことで、交通の安全性・円滑性を向上させることができます。

続いて防災機能の向上です。火山噴火対策の防災機能の向上について、ご説明します。こちらの写真は、平成 26 年 9 月の御嶽山火山噴火発生時の状況写真です。小島トンネルは、地図に赤枠で囲ってある臨時給油所であった道の駅 三岳と、第 1 次緊急輸送道路である国道 19 号、救助拠点の松原スポーツ公園、王滝小中学校などを結ぶ輸送道路として利用されました。防災上重要な道路として機能したということです。次のスライドですが、御嶽山噴火の経験を踏まえて、御嶽山火山噴火緊急防災対策砂防計画を、令和 2 年 2 月に改定しました。その計画の中で、噴火に対処するためのハード対策、その対策実施に必要な資材ストックヤードの選定を行っております。お示している地図にございますが、ピンク色の丸がハード対策を実施する箇所、緑色の四角の部分が対策実施に必要な資材ストックヤードです。小島トンネルは、ハード対策実施箇所と資材ストックヤードを結ぶ資材輸送道路という位置付けがなされています。しかしながら、平成 26 年 9 月の噴火発生時には、大型車のすれ違いが困難なボトルネック箇所ということで、信号処理による片側交互通行規制を実施せざるを得ない状況になりました。その状況の写真を示しています。このため、バイパス整備によるボトルネック箇所の解消により、御嶽山噴火のハード対策や救助活動などを迅速かつ確実に実施することができ、防災機能の向上が図られることを期待しております。

続いて、緊急輸送・緊急救命についてご説明申し上げます。小島トンネルは、木曽郡三岳地区や王滝村と、木曽病院を結ぶアクセス道路となっています。これらの地域からの救急搬送は県立木曽病院が 9 割以上を占めており、年平均で約 100 件の出動件数がございます。また、国道 19 号と三岳支所それから王滝村役場を連絡する第 2 次緊急輸送道路にも位置づけられております。万が一、小島トンネルが事故等により通行不能となった場合には、図面でご覧いただきますように国道 361 号へ大幅に迂回しなければならず、大きなタイムロスが生じてしまうというものです。バイパス整備によるボトルネック箇所の解消により、確実な緊急輸送と救急救命の実施を図ることができるということです。

最後になりますが、観光振興・産業発展についてご説明申し上げます。小島トンネル周辺には、御嶽山や開田高原など木曽地域の観光地が多くございます。これらの観光地における利用者延べ数につきましては、コロナ禍の影響により落ち込んだ時期もありましたけれども、近年は増加傾向になっています。また木曽地域の主要産業である林業におきまして、伐採木の運搬路としての利用もございます。本バイパス整備により更なる観光振興、産業発展に寄与できるものと期待しています。

小島トンネルの説明については以上となります。詳細審議のほどよろしくお願いたします。

(古本委員長)

ただ今のご説明につきまして、ご意見・ご質問ありませんでしょうか。

総事業費が増えるということについては、地盤が悪いところがあったので、再度設計を行ったところ、増額

となったとことです。

例えば、このバイパスが完成した後に、現在使われてる道路はどのような取り扱いになるのでしょうか。

(道路建設課)

廃道になる予定です。

(古本委員長)

場合によっては、今の道路を一方通行にして、新しい道路の構造を小さくすれば、安く上がるのではないかという考え方もあると思うのですが、今あるトンネルのメンテナンスに、コストがかかるだろうという判断でしょうか。

(道路建設課)

そのとおりです。

(古本委員長)

トンネル技術は、日進月歩で向上してますので、古いトンネルを使い続けるより、新しいトンネルとした方が良いと思います。

(熊谷委員)

一点確認させていただいてよろしいでしょうか。先ほどのご説明の中で、小島トンネルがボトルネックになっているということですが、主要地方道開田三岳福島線は、線形が大分厳しいところを通っているようですが、この道路自体は、他に改修する必要はないでしょうか。というのも、先ほどの説明の B/C の効果について、ここだけ整備しても効果が発生しないという可能性があるのではないかという質問です。

(道路建設課)

国道 19 号方面からこの道路に入ってきますと、この小島トンネルの前後は、ほぼ 2 車線改良済みです。それで、この王滝村役場の方に行く御岳王滝黒沢線と、開田の方に行く開田三岳福島線がありますが、そのうち、分岐してから開田の方面に向かっていく開田三岳福島線では、実際に部分的に幅員が狭かったり、カーブが急であったりする箇所がございます。それらにつきましても、現在、改良事業を入れて実施しておりまして、小島トンネルとあわせて進めているという状況です。

(熊谷委員)

わかりました。

(古本委員長)

本事業においては、事業全体の B/C が 1.0 を下回っている特別な場合ということで、費用便益分析に含まれない効果を詳細にご説明いただきましたが、冒頭の説明において、B/C が 1.0 を下回る場合には、費用便益分析に含まれないその他の効果を含めて、費用効果分析について公共事業評価監視委員会での検証が必要であるという説明がありました。委員の皆様、いかがでしょうか。

それでは、費用便益分析に含まれない効果を含めて、事業を継続するに足る効果があるということと判断してよろしいでしょうか。反対意見はないようですので、この県の再評価案である継続を妥当と判断したいと思います。どうもありがとうございました。

(古本委員長)

続きまして、再評価 地すべり対策 釜沢について、砂防課から説明をお願いします。

(砂防課)

砂防課です。よろしくお願いします。

再評価の地すべり対策事業 大鹿村 釜沢について説明します。当箇所につきましては、全体事業費が著しく増加する変更が生じる箇所に該当しています。資料はこちらに写し出していますので、そちらで説明させていただきます。

位置関係から説明をします。地すべり対策事業 大鹿村 釜沢は、大鹿村役場から直線で南東の方向に約 7km 離れた小渋川の右岸斜面に位置しています。小渋川を下っていきますと、青木川と合流しまして、その付近に大鹿小学校などの施設があります。青木川沿いには、中央構造線の断層帯があり、周辺は地質がもろい状況となっています。小学校の付近から下流に大鹿村役場がありまして、青木川沿いに国道 152 号が走っています。釜沢の地すべりににつきましては、小学校がある合流点から小渋川を 4km くらい上った右岸側の斜面に位置しています。右岸側の斜面には、県道赤石岳公園線があり、釜沢の集落につながる道路となっています。県道は途中から林道釜沢線と分かれ、地すべり地の間を通っておりますが、集落につながる道路はこれらの県道・林道だけです。平面の地図だとわかりづらい部分がありますので、グーグルアースを用いて説明をさせていただきます。ドローンで撮影をしてみたのですが、高度が上がらず、森を映しているだけというような映像になってしまい、わかりづらくなってしまったため、こちらを用いております。

先ほど申し上げたように、小渋川沿いで黄色の点線で囲ったところが地すべりを起こしている箇所です。その上流側に釜沢の集落があります。そこから川を下ったところに平坦地があり、そこには小学校だとか構造線博物館などがあります。小渋川の右岸側の斜面に地すべりの箇所があり、そこにつながる道路として先ほど申し上げたように県道赤石岳公園線・林道釜沢線が右岸斜面に走っている状況です。釜沢集落は、地すべりの箇所の先にあり、さらにその先で道路が行き止まりという形になっています。

お示しているのは保全対象の写真になります。小渋川下流の平坦地にあります保全対象の状況です。平坦地には、大鹿小学校、中央構造線博物館、気象観測所、国道 152 号の橋梁等がありま

す。また、この周辺には、保全対象としてカウントしているものとして人家が 10 戸あります。写真の左側に崩壊地が見えるのですが、これは三六（サブブロック）災害といわれる、南信地域に大きな被害をもたらしました昭和 36 年に発生した災害の際に崩落した大西山の崩落地です。また、先ほどの平坦地よりも少し上流側で、小渋川は写真の右側を上から右下の方に流れていますが、この右岸側のところに発電所があります。こちらは、県の企業局の大鹿発電所です。

地すべり地の近景写真です。写真が切れておりますが、黄色の点線で囲んだ部分が地すべり地で、そこを県道と林道が横断しています。集落には、写真の左側から入ってくる道路しかありません。右側からは集落には入っていけないという形になっています。釜沢集落の中には、人家が 9 戸ありまして、斜面の下流には、小渋川が流下しているという状況です。

では、評価シートにより、事業の概要を説明させていただきます。

2 ページ目をご覧ください。当箇所の釜沢地すべりですが、令和 2 年 7 月にまとまった雨がありまして地すべりの活動が活発化し、道路が被災しました。その状況が右下に示した写真です。集落へ通じる道路が、地すべりブロック内を通る県道と林道の 2 本のみということで、これに段差ができてしまったことにより、集落が一時孤立しました。その際、顕著な活動が現れましたのが、このページの右上の概要図に示します A 1 ブロックになります。A 1 ブロックにおいて緊急に対応するものを令和 2 年度に災害関連緊急地すべり対策事業として、工事を実施しています。これが紫色の部分で、本事業としては、4 億 5,800 万円ほど費やしています。また、斜面全体を調査したところ、A 1 ブロックの斜面上部に存在する A ブロックと、隣接する斜面に類似した斜面構造を持つ B ブロックが存在することがわかり、これらを事業化して、合わせて対策することとしております。

地すべりは、降った雨による地下水が上昇することにより発生することが多くあり、この地下水を排除する工事が対策の基本で、足りない部分はアンカーなどで斜面を力で抑えるということを基本としています。図面に扇形がいくつか記載されていますが、これは、地下水を排除するために行う水平ボーリングを示しています。深い位置の地下水を排除する場合には、扇形の真ん中に丸がありますが、これは井戸を掘ってその中から水平ボーリングを行っている集水井という井戸の位置を示したものです。

評価シートの 4 ページをご覧ください。それまで工事を進めていたわけですが、令和 5 年 6 月に当初の令和 2 年よりも多い降雨があり、これによって地すべりの活動が再度、活発化しました。これが写真の左側④の写真になります。このため、対策工の内容の見直しを行いました。赤の太枠で囲った部分が、追加または一部見直した部分になります。令和 5 年の雨で地下水の水位がこれまで以上に上昇しました。解析を行った結果、斜面の上部から地下水の流入が多いことが判明し、これを排除したいということで、斜面の上に集水井を追加しています。それから小渋川沿いの斜面の侵食が確認されました。これが写真②というところですが、これを防ぐため護岸工を追加しています。また、紫の施設が災害関連緊急地すべり対策事業で対策を行った部分になりますが、この効果により、ある程度地下水位の低下が見られました。これによりこの部分は道路を落とさないということを目的に力で抑えようということで、法面工とアンカー工を施工することとしています。

資料の方に戻りまして、令和 2 年および令和 5 年の時の被災状況を掲載していますのでご覧ください

い。まず、最初に令和2年に被災した時の状況です。県道および林道に陥没や段差、亀裂が発生し、通行が不能となりました。写真①、②は地すべりの頭部で、地すべりブロックの一番上の部分の写真をつけています。地すべり活動により、滑落した状況が確認いただけるかと思います。写真⑤は、地すべりの末端部の小渋川沿いに面した部分の崩落です。

次は、令和5年6月の被災状況です。前回ほどの状況ではないにせよ、復旧した道路に段差が生じるなど、地すべりが再活動したことが確認できました。最初に地すべりの兆候が現れた令和2年に比べて、その時よりも多い雨が今回の令和5年6月には降りましたが、被害の状況は先ほどよりもひどくはなっていない状況でした。令和2年から5年の間に紫の部分の工事が進んでおり、それらの工事の効果もあって、この程度の被災で済んだのではないかと考えています。地下水を排除する工事の効果が現れていると思われるが、斜面の下の方を通る県道にこういう兆候が現れたので、道路を落とさないような対策ということで検討したものです。赤の太枠のところは先ほど説明した追加及び一部見直しをした部分になります。斜面上部から地下水を排除するために、この部分に集水井を設けます。それから道路を落とさないために法面工とアンカー工を追加しています。更に小渋川沿いの斜面の侵食防止のための護岸工を追加しています。

地すべりの活動を抑えるための工種について見ていただこうと思います。青の部分で示した工種を説明します。こちらは、集水井という地下の部分に井戸を掘って、そこから水を抜くものです。筒状に地面を掘り下げて、深い位置から地下水を抜くために、扇状に広げてボーリングを行って地下水を集めています。右側に井戸の真ん中、下の部分を写していますが、その写真の右のところにいくつか出ているパイプが水を集めています。そこからチョロチョロと水が出ていると思いますが、地下水を常時排出しています。集めた水は、地すべり地の外に排出しています。

次は、地表から浅い部分の地下水を排除するために地表からボーリングを行ったものです。先ほどと同じように地表に水を集めるためのパイプが出てきていますが、これもパイプで集めて地すべり地の外に排出しています。どの位置の地下水を排除するのか、浅い部分を排除するのか、それとも深い部分を排除するのかというのは、調査を行って計画をして実施しています。

こちらは、法面工の状況です。現在も施工を続けております。斜面の真ん中に見える菱形のものがアンカーで抑える部分になります。写真の左下の部分に裸地が見えますが、こちらの部分はこれから対策を行う部分になります。

次は、赤色立体図というもので、通常の写真だと斜面が木に覆われて地形の状況がわかりづらい部分があるので、測量で得られたデータを立体的に見えるようにしたものです。地すべりは過去から繰り返し活動している部分が多く、それらの場所は馬の蹄のようになっている馬蹄形と言われる形になっている部分が多い状況です。こちらの部分が馬蹄形を呈しており、釜沢地すべりも昔から地すべりを繰り返し起こしていた場所であるということが確認いただけるかと思います。

費用対効果の算出方法について説明します。地すべりの場合には、地すべりが活発化すると土砂が河川に流入し、下流にまで被害を及ぼす可能性があります。今回の場合は、こちらの地すべりの土砂が下方に流れ落ちて小渋川に流入し、川底に土砂が溜まって河道を閉塞し、そこでダムアップをして上流に

湛水域ができ、それが決壊して下流の小学校周辺施設や人家についても影響するということを考えて費用対効果を算出しています。B/C については、令和 2 年度の災害関連緊急事業対策費の約 4 億 5,800 万円を含み、1.1 と試算しています。

工事費の増額と工期の延長については、地元にも土砂災害対策の必要性が広く認識されている状況であり、受け入れ態勢も整っていることから継続して進めたいと考えています。説明は以上です。

(古本委員長)

ありがとうございます。ただいまの説明につきましてご意見ご質問ありませんでしょうか。

それでは、私からよろしいでしょうか。本事業の B/C は、もし災害が起きた時に、起きなかった場合に比べて、被る損害に対してかかるコストが見合うかという算出の仕方をしているのでしょうか。

(砂防課)

便益については、浸水域を算出した上で、その部分に含まれる人家や小学校などと、釜沢集落の部分も含んだものを便益ということ考え、費用については、地すべり対策費ということとしています。

(古本委員長)

便益という言葉を使っていますが、この場合は、逆に被害額ということになるわけですね。

(砂防課)

そういう形になります。

(古本委員長)

また、工期が延びること、あるいは費用が上がることに關しては、B ブロックが出てきて、対策しなければならぬ対象地域が増えたということが直接的な原因だということでもよろしいでしょうか。

(砂防課)

元々、B ブロックも実施する予定でしたが、対策工事の内容を見直さなければならなくなったのが、工期の延長と事業費の増の原因となります。具体的には、お示している図の左側が当初計画していた内容になりますが、令和 5 年 6 月に地すべりが再活動したために見直しをしたのが赤で囲んだ部分となります。地すべりの上部の集水井で水を集めることと、道路を落とさないために法枠工とアンカー工、それから小渋川沿いの侵食を防ぐための②のところを示しています護岸工の追加などを見直しをしています。それらの部分で予算が増え、それに伴って工期も延びてしまうのが原因ということになります。

(古本委員長)

道路の通行量はどのくらいありますか。保全対象の道路の重要性について教えて欲しいと思います。

(砂防課)

釜沢集落は9軒だけの集落で、人口はそれほど多くはないですが、そこに通じる道路が通れなくなってしまうと、孤立となってしまいますので、集落にとっては非常に重要な道路だと考えています。

(熊谷委員)

今の委員長のご質問とも関わるかもしれないですが、釜沢集落あたりでは、世帯数とか人口は、どんな状況なのでしょう。

(砂防課)

釜沢集落だけだと、人家が9戸になります。

(熊谷委員)

釜沢集落は、資料だけから見ると限界集落化のおそれがある地区で、将来的には廃村の危惧も考えられます。下流にも集落やいろんな施設があるために地すべり対策をやらざるを得ないのかもしれませんが、釜沢集落に限って言えば、そして経済性だけを重視すれば、地すべり地帯の非常に危険なところであるので、地域の同意や自主的な意見があるという条件のもと、集落移転をしてしまった方がより安全であり、長期的にみれば効率的な代替案と考えられるのですが。

(砂防課)

空き家に新たに移住している人もいらっしゃるようで、元々そこにお住まいの方だけではないという状況もあります。また、その集落の場所自体が地すべりを起こしているということではなく、そこに通じる道のところが地すべりを起こしているということもありますので、集団移転をしなければという危機感はないものと思われ

(古本委員長)

地すべり箇所の下に川があるんですね。地すべりによって、河道閉塞するというのが問題ではないでしょうか。

(砂防課)

先ほど費用対効果の算出についてご説明しましたが、地すべりが活発化して川を埋めてしまうということになりますと、小学校の周辺まで影響が及ぶ可能性もあります。

(熊谷委員)

今回の事業については、特に意見はないのですが、釜沢集落の集落経営のようなことについては、別途、地域で考えていく必要があるのではないかと考えます。

(砂防課)

今回の事業が終わる 2029 年までに、集落がなくなってしまうことは予想しておらず、その後も、現在使われている道が落ちないように守っていかねばならないと考えております。

(熊谷委員)

県道の先には、橋梁や気象観測所はあるが、それより上流には施設や集落はないのでしょうか。

(砂防課)

県道の先は、山へ向かうための登山道となっており、集落等はありません。

(古本委員長)

事業箇所の下流側の大鹿発電所に点検に行ったことがありますが、そんなに山の中というイメージはありませんでした。今回の地すべりでは、地すべりに起因した河道閉塞によって天然ダムができ、それが溢れて氾濫を起こした場合、発電所を含んだ下流側に及ぼす影響の方が怖いと思われ、そのような観点からも、防災対策としての地すべり対策事業が必要ではないかと思えます。

委員の皆様、いかがでしょうか。この事業も、B/C 的には少し厳しいところがありますが、防災対策という意味において必要ではないかと私は思いますが、皆さん同意していただけるでしょうか。

(新宅委員)

新宅でございます。遅れてすみません。

大鹿村の釜沢集落ってどんなところかなと思って、インターネットで調べたら、日本のチベットと称される秘境として大鹿村も PR しているようで、もしかしたら観光客の人もこういうところをすぐ求めて行くかもしれないようなところですね。観光面からの意見になりますが、このような集落がある限り、道路はきちんと保全していただけるとありがたいと思いました。

(古本委員長)

はい。他のご意見いかがでしょうか。

それでは、評価案の検証に入りたいと思います。特に反対のご意見はなかったと思いますので、この箇所の県の再評価案であります「継続が妥当」と判断してよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、継続ということでよろしく申し上げます。

(古本委員長)

続きまして、新規評価の中山間総合整備事業 飯綱について、農地整備課から説明をお願いします。

(農地整備課)

農政部農地整備課の小林と申します。

事業名が県営中間中山間総合整備事業 飯綱地区の新規評価になります。事業の概要です。この事業は、国の国庫補助事業を活用し、県が事業主体で事業を実施します。造った財産については飯綱町から県への申請を受けておりますので、その飯綱町へ譲与するという事業になっております。負担割合は、国 55%、県 32%、その他ということで町等が 13%の負担となっております。工期が 7 年度から令和 12 年度ということで 6 年間、事業費は 15 億 4,700 万円です。

事業の内容をご説明いたします。主には 3 つの工区からなっております。一つは図の左下になりますが、高坂工区でございます。この工区は、農地のほ場整備を実施することを考えております。面積は 15.9ha です。右上になりますが、こちらが倉井工区になります。こちらりんごの樹園地になっておりますが、農道 2,483m の整備を行います。もう一つが中央になりますが、三本松工区でございます。ここでは農産物処理加工施設、研修販売促進施設ということで、施設を建てる工事ということになります。この 3 つの工区を総合的に実施するというので、飯綱町ではりんごを核とした地域振興、農村振興を行っておりますので、更なる活性化を進めるために、今回の事業を行うということになっております。それぞれの工区について説明いたします。

まず、高坂工区のほ場整備です。この工区は写真を見てわかるとおり区画が一度整備されております。昭和 40 年代後半から昭和 60 年代に工事されたものです。約 30a の区画整理を実施しており、主には水稻の作付けがなされております。30 年以上が経過しており、水路が老朽化してかなり傷んでおります。水路が深い位置に設置されているため、泥上げや草刈りに大変苦労しているような場所です。また、水はけが悪いところがあり、営農効率あるいは生育に支障を来しているという状況です。今回のほ場整備にあたり、一つ目は、水田の畑地化をしたいと考えております。これは飯綱町が進めるりんご栽培の振興ということで、水田から畑地に形を変えて、新たにりんごを栽培していくという計画になっており、赤で囲った部分になります。現在水平な田んぼになっておりますが、傾斜をつけた畑地に工事をしていきます。もう一つは、水田ということで、図の青い部分になります。ここは、主にはこの形のまま形状は残そうということで水田を中心とした作付を行う場所にしております。この水田の部分については、草刈りが大変だというお話もありますので、畦畔の勾配を緩くし、安全に草刈りができるように、またリモコン草刈り機や自動草刈り機など新たな技術を導入していけるような法面に変えて欲しいという要望もあり、畦畔の緩傾斜化を行ってまいります。水路については、老朽化していると申し上げましたが、開水路になっており、水路との間に傾斜のついた法面があり、管理が大変だということもあって、パイプによる地中化を行い管理の省力化を図っていくということです。また排水の問題ですが、湧水処理として暗渠排水を設置することにより排水性を向上させるための工事を考えております。営農については、飯綱町の振興公社が借り受けする部分、それから担い手が主には 1 名でやっていくという部分、個人でやっていく部分と 3 つの部分があります。赤く塗った畑の部分、町の振興公社が一括請け負い、営農者を斡旋するような公社の所有の土地になります。それから水田として残す部分ですが、こちらについては担い手の 1 名が大規模な耕作を行うこととし、その方に集積していくこととしております。また、その方以外にも耕作したいという個人の

方々がいます。現在は、畑や田んぼが斑に耕作されておりますが、今回この事業をやることで畑は畑、水田は水田に集積することで土地の流動化も含めて整備し、効率の良い営農にしていきたいと考えております。

続きまして、倉井工区になります。こちらは写真でご覧のとおり、りんごの一大産地になっております。飯綱町の3分の1ぐらいのりんごが集まっているというところになっております。ただ、農道が非常に狭く、すれ違いができないことや、畑で積込んだりんごを運搬する際に段差等により傷んでしまうというような状況になっております。今回、農道の位置は現状のままですが、幅員を拡げ、アスファルト舗装をして営農の効率化と、荷傷みの防止を図っていくということになります。右上の方に走っている幹線道路は、広域農道になりますが、ここへ向けて樹園地内の幹線的な道路の舗装をかけていくという計画になっております。

3つ目の工区は、三本松工区になります。こちらは活性化施設の建設ということになります。写真は現在の直売加工施設ですが、「むーちゃん」という施設になります。写真だけではわかりにくいのですが、沿道は、県道長野荒瀬原線が通っており、交通量的には1万台弱の幹線道路になっております。現在の「むーちゃん」ですが、写真でご覧のとおりお客さんも入っておりまして、野菜の直売、それから贈答用りんご等の販売、加工品の販売などを行っておりますが、バックスペースもなく手狭になってきており、非常に苦労しているような状況になっております。また、イベントで『ふじりんごまつり』ですとか、『りんごのコンテナ販売』等を実施しておりますが、その時も手狭になっているというようなこともあり、拡張をしていくということです。

これが新たに作る上空から見た施設の写真になります。左側に「むーちゃん」と書いてあるものが既存の施設です。着色した部分を今回の事業で実施してまいります。まず、真ん中の上段が研修販売促進施設になります。これは2階建ての建物になります。中には、学習室、貯蔵庫、スマートフレッシュ加工場、体験キッチンといったような施設が入ってまいります。学習室は、新規就農者の研修や指導をしていきたいということで、なかなかそういう場所がないということで、そういった座学の場所のスペースです。それから町が『飯綱りんご学校』という農業体験をやっておりますが、その時に使う拠点ということで、座学もありますし、それから更衣室ですとか、トイレですとか、そういったものも備えますので、その拠点にもしていきたいということになります。それから貯蔵庫ですが、農産物の直売ということで、周りで採れた農産物が一堂に集まるといったことになります。それからスマートフレッシュ加工場ということで、これは長期にわたり品質が確保できるようなパッケージをする技術がございまして、そういったものを導入して新鮮な野菜を長期保存していきたいということも考えております。それから右下の方ですが、農産物処理加工施設になります。こちらは、リンゴレザーの加工場、コンポートの加工場、ジェラートの加工場、それから貯蔵室といった施設が入っております。リンゴレザーの加工室ですが、リンゴレザーというのは、りんごの搾りかすを乾かし、粉末状にして、それを合成の革の製品に加えて、加工していく技術で、リンゴジュースだとか加工した残渣が出ますので、それらを革の製品の材料に使っていくということも、今もやっておりますが、それを合理的にやっていくというための施設になります。りんごの搾りかすを集めて、それを乾かして粉末状にする工場ということになります。粉末状にしたものは、革製品の工場の方へ持って行って加工されるということになります。加工された革を使った製品などをまたこの場所で売るというような流れになります。それからコンポートの加工場、ジェラ

ートの加工場は、それらの商品の生産量を多くするというで施設を造ってまいります。それから貯蔵室ですが、学校給食にも地域の野菜を使っている地域でございますので、そういったものの集荷の拠点として位置づけをしていきたいということです。それから中央は駐車場になりますが、現在、手狭になっている駐車場を拡げていくというようなことになっております。効果としては、こういった商品の購買の増加ということもありますが、新たに雇用も生まれてきます。また、りんごの一大産地としての知名度をさらに向上させていくための拠点としての効果が期待されております。こちらの経営につきましても、飯綱町のふるさと振興公社が運営をして管理していく計画になっております。私の方からの説明は以上になります。

(古本委員長)

ありがとうございます。委員の皆様、ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ありますか。

(相野委員)

三本松工区のところの「むーちゃん」の整備についてですが、今日の資料の新規評価シートの中のイラストですと、半円状の駐車場がある形なんですけど、今、既存の「むーちゃん」の隣に2階建てが立つ予定という理解でよろしいですか。

(農地整備課)

今の「むーちゃん」の少しカーブしているその先に2階建てが立ちます。ここは駐車場から一段下がっており、駐車場から見ると地下1階と1階となるような2階建ての建物が新たに建つというようなイメージです。

(相野委員)

農産物加工施設と現状の「むーちゃん」との間は、空き地になっているので行き来ができないのですが、今後は出来るようになるのですか。

(農地整備課)

建物からは外に出ていただく事にはなるが、連動されるようになります。

(相野委員)

出入口が画面の左手側の荒瀬原線のところだと、「むーちゃん」に向かってずっと上り坂になっており、「むーちゃん」の出入口が今の位置にあると、すごいスピードで下から車がどんどん来るので、出入りが非常ににくい状況になっています。近くに住んでいますので、たまに利用しておりますが、車の出入りの位置が坂から上がりきったあたりで、信号も少し離れているので通過する車のスピードが結構速いんですね。駐車場の出入口の位置を危なくないような形で検討していただいて、加工施設の方で出入りができるのであれば、なるべく見通しの良いところで、皆さんが安全に出たり入ったりできるような形にさせていただくと、より

良いのではないかと思います。

(農地整備課)

観光の方など多くの車が来るとしますので、安全性というのは非常に重要となります。そういったことも加味して、県道の管理者とも協議しながら、計画していきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

(五味委員)

この施設については、最終的にはどこの所有になるのでしょうか。運営はふるさと振興公社がやるということとわかったのですが、最終的にこの設備関係については、どこの所有物になるのかということをお教えください。

(農地整備課)

管理者については、おそらく町になる可能性があります。まだ決定していませんが、町から申請を受けていますので、町に財産を渡すというのが農地整備事業のやり方になっております。ということで、町が所有して振興公社が使っていくと、そんなようなイメージになるかと考えております。

(五味委員)

そうしますと、前提としては、県の事業の一環として、飯綱という特定の農業地域を振興させるという目的のもとで行う事業という理解でよろしいですか。

(農地整備課)

はい。県としても、この飯綱地域の振興を、りんごという農産物中心にやっつけていこうとしていますので、農政部の事業でバックアップしていくということもありますし、飯綱地区については、県のプロジェクトのモデル的な取り組みとしてバックアップしていこうと考えておりますので、県としても応援していきたい事業として関与していきたいと考えております。

(五味委員)

もう一点ですが、町のふるさと振興公社というのは、いわゆる第三セクターという理解でいいですか。

(農地整備課)

町も含めてのものでございますので、第三セクターと考えていただいてよいと思います。

(五味委員)

そうすると、全部が全部そうではないんですが、第三セクターの場合は、形としては株式会社のような民間の会社を設立してそこで運営を行っていきませんが、収支がなかなかうまくいかずに、結局のところ、公共

の予算を投入していくという例がしばしばあるというのが私の認識です。今回こういった施設を造って、ふるさと振興公社で運営していくというときに、ある程度きっちりした収支見込みというものを立てられた上での計画だという理解でよろしいですか。

(農地整備課)

収支につきましては、概算でどのぐらい販売できるのかを計算して、収支を見込んでおりますので、そういったところを計算された上での計画ということによろしいと思います。

(五味委員)

わかりました。ありがとうございます。

(相野委員)

ほ場整備についてですが、この地域で、今回提案のあったところではないんですが、近くの場所で集落の山手側などでは、もう耕作する方はなかなかなくて、公社のような形で耕作を請け負っている場合が割とあり、その場合、りんごとかではなくて、そば畑にしていたりとかって印象がある地域なんですが、今回の事業ではりんごになるということなんですか。りんごをこれから作付けする予定ということによいですか。

(農地整備課)

飯綱町で、ここを新たに田んぼからりんご畑にしていくのですが、地形的に標高が高くりんご畑に非常に適しているような場所です。既存のりんご畑は、木が古くなってきたりして、生産が少し落ちてきているようなことを聞いております。新たにりんご畑が欲しいということになりますと、1回新しい場所で畑を造成し、りんごを生育し、その場所である程度りんごの生産が見込めるような状態になった次の段階として、木が古くなったようなところの基盤整備をするということになります。収入を確保しながらやらなければいけないものなので、いきなり既存のりんご畑の整備を行うことは、なかなかできないということです。木を切らなきゃいけないなってしまいますので。まず新たなりんご畑を整備してここを軌道に乗せる、そうしたら今度、元々あったところの整備をするというような少し長いスパンで考えていかなければいけないという思いもあるようです。あとは、りんごの産地として広げていきたいという町の意向が強いということもあります。

(相野委員)

例えば、全体がりんご畑になるとか、水田になるとかということであれば理解できるのですが、この形でわざわざ分ける必要があるのでしょうか。地下水が割と高く、水はけを改善する必要があるような場所ですよ。ということであれば、例えば水田を作りやすいように一本化するとか、例えばそうではなくてこれからは、りんごをやるということで全面りんご畑とするだとわかりやすいと思うんですが、その真ん中のところは水田で、林に近いようなところがりんごになっているというのが、どうやってそこを分けたのかわからないということで

す。何か合理的な理由があって分けているのでしょうか。

(農地整備課)

この地域では、田んぼで使ってるところと畑として使ってるところがあり、一部はもう荒れ始めてしまったところもありますが、畑は畑、田んぼは田んぼということで、効率化を図っていかうという理由で2つに分けています。また、畑の部分については、山手の方から傾斜をつけて降った雨がすぐに排出できるような状態にすれば果樹園として十分使っていけることです。

(相野委員)

暗渠を入れるということは、表面から浸透してきている雨水を暗渠によって排水するということで、例えば地下水が高いので、それを排水するということではないということでしょうか。

(農地整備課)

全体的に地下水が高いというよりは、部分的に染み出してきているところがあります。そういった部分を解消していくというようなことになろうかと思います。全体に地下水が高いところではないと思います。

(古本委員長)

3か所の工区があって、事業期間が6年間ということですが、3か所同時に工事をするのでしょうか。それとも、1箇所ずつ工事を行うのでしょうか。

(農地整備課)

事業費も一度に確保できるわけではございませんので、順番にやっていくということになろうかと思います。ただ、建物の方は、協議ですとか設計ですとか、いろいろなアプローチにも時間がかかると思いますので、工事自体の時期はずれますが、そのような検討は並行して行っていくことになろうかと思われま

(古本委員長)

財源の一部に国庫補助が入っているということですが、お金が使える期限が決まっているということはないのでしょうか。

(農地整備課)

特にはありません。

(古本委員長)

用地の確保や地元のご意見などの問題はないですか。

(農地整備課)

地元説明をしていますので、今のところ問題なく進んでおります。

(新宅委員)

飯綱町では、農家の担い手さんを増やしていくという意向ということなんですね。こちらの佐久地域でも、農家は今すぐ減っていて、りんご農家などの果樹園も少なくなってきましたが、飯綱町は、このような形でりんご農家を増やしていくという意向ということでしょうか。

(農地整備課)

農家自体を増やしていこうということではなくて、担い手を増やしていくのと、担い手が耕作する面積を増やしていこうということ、規模を増やしていこうという発想になるかと思われま。ほ場整備は、農地の集積・集約化を目的にしておりますので、どちらかという、このほ場整備は耕作者が減っていて、1人の担い手に規模を拡大して、その方にやってもらうという発想で計画の方は進められています。

(新宅委員)

ありがとうございます。

(相野委員)

ほ場整備のりんご畑の方は、結構、影になると思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

(農地整備課)

地元の方と話しながら、必要な措置を取っていくということになるかと思われま。

(相野委員)

いただいた資料のほ場整備の写真を拝見すると、北が上で右側が東となっていますが、東も南もこの辺りは森がずっとあるので、このままだと影がかなり深いと思われま。立派な森が近くにあるので、その際までりんご畑としてお金をかけて整備するのはいかがでしょうか。森のすぐ際まで整備していいのかが気がになります。

(農地整備課)

現場で支障になるようでしたら刈り払いさせてもらうなど、可能な対策は取っていけるかと思いま。本場に森の際ですと、そのようなこともあろうかと思われまが、ほとんどは大丈夫だと思いま。

(相野委員)

その辺も対応する予定ということでしょうか。

(農地整備課)

はい。

(相野委員)

わかりました。ありがとうございます。

(古本委員長)

それでは、評価案の検証に入りたいと思います。先ほどまでに出ました各委員からのご意見は、委員会としての意見書に付すこととしますが、評価案そのものに反対のご意見はなかったと思いますので、この箇所の県の新規評価案について、「事業着手が妥当」と判断よろしいでしょうか。では、事業着手ということでもよろしいと思います。

(古本委員長)

続きまして、最後になりますが、畑地帯総合土地改良事業 南牧について、また、第 1 回の質問に対する回答も合わせて農地整備課から説明をお願いします。

(農地整備課)

農地整備課の水利係長の宮嶋と申します。本日はよろしくお願いたします。それでは、資料に基づいて説明させていただきます。

平成 30 年度完了の畑地帯総合土地改良事業 南牧地区 南佐久郡南牧村で県が実施した事業です。

まず初めに 11-2 ページをご覧ください。本地区につきましても、全国でも有数なハクサイ、レタス、キャベツなどの高原野菜の産地となっております。事業実施前につきましては、一部エリアで畑地かんがい施設が未整備となっており、作物へのかん水に苦慮しておりました。また、農道の幅員が狭く、すれ違いなど通行に支障があったほか、排水路の老朽化などに伴って、大雨の際に水路があふれて畑に浸水被害が発生していたところでした。

11-3 ページをご覧ください。南牧地区の各工区において、畑地かんがい工事、用排水路工事、それから農道工事を平成 23 年度から平成 30 年度まで事業費約 29 億円をかけて本事業を実施いたしました。

11-4 ページをご覧ください。事業の概要でございます。事業の概要の変更の経緯は記載のとおりで、当初 25 億だったものが、約 29 億円に増加しております。これについては、記載にありますように畑地への浸水の高原野菜の品質低下等の被害を多く発生したために、農道工と合わせて道路排水工を増工したことで、事業費が増になっております。

11-5 ページをご覧ください。事業効果の発現状況です。上の写真が排水路整備、それから真ん中の写真が農道の拡幅工事、それから 3 番目の写真が畑地かんがい施設の新設工事になります。こうした

工事を行うことにより、単位面積当たりの平均収量の増加、それから 1 経営体当たりの経営面積の増加が図られております。それでは、効果の状況としまして動画を撮ってまいりましたので、農道の状況をご覧ください。

お示しているこちらの方が、出荷時期になります。ご覧のようにトラクターに積んで、こちらの方を集荷場に持っていくような形になっております。ご存知のように南牧村の方は、経営規模が非常に大きくなっておりまして機械も大型化してきております。そんな形でキャベツやハクサイを収穫して、こういったコンテナに積んで農道を走行しております。非常に大きなものになっておりますので、ここで出てきますけれども、すれ違いもなんとかこれ幅員 5m の農道になりますが、ギリギリ何とかできるというような状況になっております。これまでも私どもの方で南牧地区については、こういった野菜を主にして、こういった経営が行われておりますので、これに近いような整備をしてきておりますが、このレベルの農道が現在の経営では、標準的と言えますか最低規模ということになります。

続きまして 11-6 ページをご覧ください。自然環境や生活環境の変化です。工事にあたっては、地形の改変を最小限にとどめるとともに農道を造る際には、通学路になるようなところには、色をつけたりして通学の時間帯で安全が図られるように、グリーンベルトというものを設置して安全性の向上を図っております。

続きまして 11-7 ページをご覧ください。施設の維持管理状況でございます。村や地元の組織により、現在も適切に維持管理が行われております。こちらの方なんですけれども、先ほどの事業と同様に事業完了後には、村に譲与しております。村だけじゃなく、地域の管理する組合だとか、それから財産区もありますので、そういったところが実際の管理もしております。県といたしましても、こういったところで地元のご要望に応じて、多面的機能支払交付金というものも行われてますので、そういった維持管理活動について支援をしております。

続きまして 11-8 ページになります。地域住民のアンケートを取った評価でございます。ご覧のとおり営農面や防災面、安全面で評価をいただいているところです。

続きまして 11-9 ページをご覧ください。総合評価の各項目については、ご覧のとおりで総合評価としましては、85 点ということで評価をさせていただいております。このことから事業効果の発現状況の評価など事業の目的を達成しているものと考えております。

11-10 ページをご覧ください。農政部評価委員会の意見です。作物生産量や 1 経営体あたりの耕作面積が増加し、住民からの評価も高いことから総合評価を A と判断いたしました。資料の説明は以上になります。

それから前回宿題になっておりました点について、ご説明をさせていただきます。この地域は外国人労働者が多い地域で、そちらの方の働き方だとか、ご懸念等をお伺いされたところですが、直接の担当部署ではないため、お答えできなくて大変申し訳ございませんでした。いろいろ調べさせていただいたりした中で、ご回答させていただきたいと思います。受益地内の外国人労働者の状況ですけれどもインドネシアからの就労者が非常に増加しております。ご懸念の内容について、県としましては JA などの関係機関と連携して、外国人を受け入れるための労働条件だとか、そういった面での誤りが起きないように研修会など開催することで、適正な取り組みを進めていきたいと考えておりますので、今後もこの受益地について、そういった研

修会を継続的に開催しながら、適正な労働が行われるように考えてまいりたいと思います。説明については、以上になります。

(古本委員長)

ありがとうございました。ただいま説明がありました南牧について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(古本委員長)

先ほど説明ありましたインドネシア人の就労者は、これいわゆる技能実習生の方ですか。

(農地整備課)

技能実習生、特定技能、特定活動の3つになります。

(古本委員長)

作物を作っておられるのは、個人ではなくて農業法人のようなところで、外国人の就労者を受け入れているということでしょうか。

(農地整備課)

法人だけではなくて、いわゆる個別の農業経営でも雇っておられるところもあります。南牧村の場合は、法人も数多くありますけれども。

(古本委員長)

長野県全体で農業人口ももちろん増えてはいないと思うんですが、そのうちの外国人が占める割合はどれぐらいなのでしょう。増える傾向にあるのでしょうか。

(農地整備課)

参考となりますが、今、公表されている長野県厚生労働省の関係の公表されている資料では、外国人労働者数は2万4,893人が長野県で働いており、うち農業は2,200人ほどになります。

(古本委員長)

意外と少ないですね。

(農地整備課)

思われるよりは少ないかもしれません。

(古本委員長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(奥山委員)

事後評価ということで、すぐ評価するのは難しいだろうと思います。地域の農業をやられてる方からの声というのは、すぐ聞くことができるかなと思うんですが、最後の評価項目の一番目、直接的効果と間接的効果について、ここの判断はすごい難しいなと思っております。今回は 55 点で B になっていますが、この点数が妥当なのかについては少し気になるところです。

(古本委員長)

採点の点数の間隔が 70 点、55 点、40 点と広く、その間はないですね。

(奥山委員)

項目がわかりやすくなっていけばいいんですが、この 3 項目からしか選べなくなっているということです。

(農地整備課)

効果算定をしている中で、生産の効果ですとか、その他の部分で評価をさせていただいて、目的を達成できたということとさせていただきます。目的を超えた達成とはなっていませんが、目的を達成出来たという真ん中の評価として、55 点の評価点を付けさせていただきます。

(奥山委員)

今回の点数自体が駄目だろうと言っているわけではないのですが、第三者が見たときに、感覚的に評価できるような項目が分かれていて、それぞれで点数をつけられるような指標のようなものが今後整備されていけばいいのかなと思います。特に農地に関わってくるので、生産量に関わってくると思うんですけど、その年ごとに天候が違うなど、工事の影響かどうかわからなくなることもあると思いますので。

(農地整備課)

工事内容からすれば、生産量、収穫量も勿論ですけれども、値段が安くなってくると出荷しないということもあるので、難しいところなんですけど、例えば、品質の面で出荷するときの秀品率のようなものとか、そういうもので数値的な評価をしていくと、よりわかりやすい形にはなっていくと思いますので、今後の評価の課題として検討したいと思います。

(古本委員長)

当初計画と最終実績で B/C が同じ数字となっていますが、総事業費が若干増えているので、便益も増えているということでしょうか。

(農地整備課)

評価の仕方に勘違いをしてしまうような表現があり大変申し訳ございませんが、土地改良事業の効果算定につきましては、土地改良法という法律で定められており、計画変更で効果の再算定を進めるものは、事業費の1割以上の事業費の伸びがある場合ということになります。約10年近く事業を継続しておりますので、物価上昇分はそこから除くという形になっております。効果算定についても実際その物価上昇を意図していないかという、この25億円というのは、計画時点の22年の単価で算定するというのがルールですが、40年間のライフサイクルをシミュレーションしますので、その物価変動があり、その時点のものは25年単価に係数で置き換えていくということになっております。そうでない場合は効果算定の再算定はしないということなので、30年完了時点での約29億円が当初の25億円と物価変動も含めて大きく変わるものではないということで、今回再算定は行っておらず、当初の効果と同様の効果になっております。

(古本委員長)

それでは、作物が実際にどれだけ売れたかとか、そういう影響はここには入っていないことですね。

(農地整備課)

はい。作物の値伸びもありますし、そういった部分というのは正確には、再算定しないとわからないということです。

(熊谷委員)

細かな質問ですが、地域住民等の評価のアンケートの一番右下のところに、今後も同様の工事が必要かとありますが、他の地域で同じような工事が必要かということでしょうか。

(農地整備課)

これは南牧の地域内になります。今回その南牧の中で工事を実施しておりますが、この地域は、やはり機械が大型化したり、経営規模も皆さん広げていたりすることもあり、まだまだ要望が非常に多く、さらに今後もこういったところを進めていって、また産地として維持して経営基盤をしっかりさせていくというのがこの地域の皆さんの考え方なので、今後も同様の工事が必要かというのは、南牧村内ということになります。

(熊谷委員)

もちろん村内なんですけど、対象地については、これで大体完了したので、周辺でこのような事業をやってほしいということですか。

(農地整備課)

はい。そういうことになります。

(熊谷委員)

多面的機能支払いのところは、どういう組織で受けておられるのでしょうか。

(農地整備課)

主には、野辺山の財産区に関連する組織になります。

(熊谷委員)

感想ですが、難しいなと思って見ていたのは、野辺山のような美しい農村の田園景観が広がっている所でも、排水路などはかなり人工的な景観になってしまうものなのですね。

(農地整備課)

野辺山の皆さんの希望は、頻繁に泥上げが必要な排水路ではなく、例えば道路脇の排水路の場合は、スタンダードなものとしては、農道に排水を流し、まとまったところで水を柵等で受け、そこに土砂がたまったら、重機などで上げられるというような形の水路構造を望まれることが多いです。先生がおっしゃられるような景観的な水路構造や、安全面などいろいろな事を考慮した中で、できるだけこういうオープンな水路というのは少なくしていくというのが、ご希望だと思われます。

(五味委員)

先ほどの質問と重複するかもしれませんが、今後の取り組みとして、今回完了したような事業と同じような事業を、公共工事として進めていく予定や見込みはあるのでしょうか。

(農地整備課)

南牧につきましては、本事業が30年度に完了した後、野辺山エリアでこれと似たような事業を既に事業着手しております。既に着手している事業の内容は、農道や排水路、畑かんを整備する事業になります。まだまだ地元からのご要望が沢山あるエリアになります。

(五味委員)

わかりました。そうすると、先ほども意見がありましたが、評価の仕方として、やはり公共工事で税金を投入する事業ですので、今回の事業自体は、ビフォーアフターを見ると、やはり必要な工事であろうということは理解できますが、今後も同様の事業を実施していくということであるならば、やはり第三者から見たときに客観的にこれだけの効果があるので、こういう事業を実施するという説明が必須になると思います。

今回の事業も、事業目的としては効率的な営農を可能にして農業経営の安定化を図るということで

あるならば、今回の事業において、どういった点で営農効率的なものが可能になって、安定感が図れたのかというものを、自然が相手の事業であるため、簡単なことでないことは重々承知で申し上げておりますが、そういう点でこれをやった意味があったということはきちんと説明ができるようにしていただかないと、単純に今後も進めていけるのかという気が正直いたしましたので、意見として述べさせていただきます。

(農地整備課)

ご意見のとおり、数字的な部分の説明が必要とは思いますが、今後の説明ですとか、第三者説明という点に活かしてまいりたいと考えております。

(古本委員長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

それでは、評価案の検証に入りたいと思います。先ほどまでに各委員からのご意見は、委員会として意見書に付すことといたします。評価案そのものに反対のご意見はなかったと思いますので、この箇所の県の事後評価案を妥当と判断してよろしいでしょうか。それでは、「妥当」ということでよろしくお願いたします。

以上で本日予定していた県の新規評価、再評価、事後評価 9 件の詳細審議を終了いたします。

全ての審議を終了いたしましたので、この後、意見書の作成となります。今までに各委員の意見を踏まえ、私の方で意見書のたたき台を作成いたします。意見書のたたき台は、事務局から委員の皆様へ送付いたしますので、それについて委員の皆様のご意見をいただくということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、意見書の取りまとめに向けた作業はそのまま進めさせていただきます。

その他について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。現在、第 3 回の委員会のお知らせを差し上げておりますが、第 3 回委員会につきましては 10 月 7 日（月）の午後開催を予定しております。この第 3 回につきましても、本日と同様に会議室での会議に合わせまして本日と同じオンラインのどちらでも参加いただけるような形で準備をしたいと思っております。先ほど古本委員長からご確認がありまして、第 3 回の委員会では、これまでの委員会でご審議いただいた県の新規評価、再評価、事後評価のそれぞれについて、この委員会から意見書を県の方に提出いただく事になりますが、その意見書の取りまとめというのが、第 3 回の主なものになります。意見書につきましては、先ほど古本委員長からご提案をいただきましたとおり、委員長に作成していただいた「たたき台」を事務局から各委員の皆様へ事前送付をさせていただきますと思っております。送付の時期としましては、第 3 回委員会のおおむね 1 週間前を予定しております。第 2 回が本日 9 月 9 日で第 3 回が 10 月 7 日ということで、かなり期間が短いものですから、昨年までとは違い、第 2 回の委員会の議事録の確認をいただきながら、たたき台の方も確認をいただくというような、並行作業になろうかと思われまので、電子メールも何通か送らせていただくようになります。

ので、ご迷惑をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(古本委員長)

それでは、後日、事務局から詳細なご案内があると思います。

議事が全て終了しましたので、再びに進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

本日は、長時間にわたりご審議をいただきありがとうございました。これをもちまして第2回公共事業評価監視委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。